

山梨県東部広域連合設立調印式

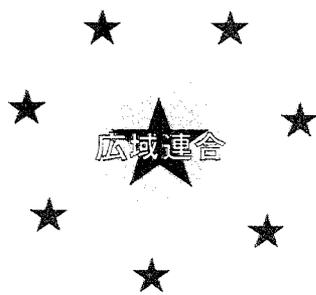


県内初

「山梨県東部広域連合」設立

全国で50番目の広域連合

七つの星が一つに



広域連合設立に向け、八月四日に県立富士女性センターにおいて、七市町村長による調印式が行われました。

積極的に広域行政の推進に取り組むため、東部地域では、九月一日から「山梨県東部広域連合」を設立しました。

これからも参加七市町村の連携を図り、さらなる東部地域の発展を図っていきます。

広域連合では、具体的な事務として次の業務を行います。

- ▼東部地域広域計画の策定
- ▼上野原町にある東部養護老人ホームの管理運営
- ▼介護保険制度における、被保険者などの程度の介護サービスが必要かを判断する介護認定審査会の設置および運営
- ▼ごみ処理や消防など関係市町村の広域行政推進にかかる調査および研究

●広域連合事務所の所在地●

都留市田野倉1330番地(旧リニア実験線建設事務所)

広域連合とは？

平成6年6月の地方自治法改正で生まれた制度です。

広域事業を対象に、効率的な広域行政を推進するため、市町村や都道府県でいろいろな組み合わせができる特別地方公共団体です。一部事務組合と異なり、国、都道府県から権限委譲を直接受けられ、委任を求めることもできます。

また、広域計画実施にあたり構成自治体に必要な勧告ができます。

なお、8月1日現在、全国では23道府県に49の広域連合が設立されています。

調印席



山梨県東部地域(都留市、大月市、秋山村、道志村、上野原町、小菅村、丹波山村)では、広域行政を推進するため、昭和四十五年に「山梨県東部広域市町村圏協議会」を設置し、広域で取り組まなければならない事業の計画策定や連絡調整などを行ってきました。

一方、地域社会に目を転じると、日常生活や経済活動がますます広域化し、住民ニーズは多様化・高度化の一途をたどり、これに因應するためにもより質の高い行政サービスの提供が求められ、地方分権時代の幕開けを機に、自治体の企画立案、調整、実施など地域としての自己決定、自己責任が一層強く要求されてきます。

しかし、協議会は法人格を有しない団体であり、事務内容の限界や広域行政需要に的確に対応していく上で国・県からの権限委譲が受けられないなどのデメリットが生じてきました。